

建設業者各位

鳴門市企画総務部総務課契約検査室

鳴門市発注工事にかかる前金払いの改正について

このことについて、次のように改正したのでお知らせします。

平成 26 年 6 月 1 日より、前金払の対象請負額を「500 万円以上」から「100 万円以上」の工事に変更します。

また、支払限度額についても「前払金と中間前払金を合計して 1 億円以内」から「無制限」に変更します。